

宇ノ気中学校 部活動（運動・文化部）の活動方針

1 目 標

- (1) スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感等の資質、能力を育成する。
- (2) 学校教育の一環として、教育課程との関連を図ると共に、生徒の全面的な成長を図る。
- (3) 県や市の方針を遵守し、安全かつ計画的に実施する。

2 部活動運営

(1) 休養日及び活動時間について（原則及び通常練習の設定）

①部活動の休養日は、週2日（原則 水・日曜日）とする。

大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、事前に活動計画等により学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。ただし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上休養日を設定する。（前述の代替の休養日はこれに含まない）なお、中学校体育連盟（吹奏楽連盟）が主催又は共催する大会に出場した際に土曜日、日曜日の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認める。

②通常練習における1日の活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。

③2週間以内に中体連等公式大会がある場合、水・日曜日の活動を認めることもあるが、その際、平日に代替の休養日が確実に設定できるようにする。

④朝練習は原則廃止するが、30分程度の活動を認める場合もある。

⑤その他

ア、完全下校時間を超える活動時間の延長は認めない。

イ、休養日の設定や1日の活動時間が原則を超える場合は、校長の許可を得ること。

ウ、定期テスト前の部活動停止期間を原則1週間とする。但し、2週間以内に公式大会のある部で、活動希望の場合は、学校長と保護者の了解を得て活動できるものとする。

(2) 大会参加、県外遠征等

①主催者が中学校体育連盟以外の大会に参加する場合や県外遠征等を計画する場合は、大会参加等許可書を提出すること。

②宿泊を伴う大会や活動を行う場合は、要項を校長に提出し許可を得ること。

3 留意点等

(1) 指導する際の留意点

①事故の防止、安全の確保に努めると共に、再発の防止に向けて対応策をとる。

②生徒の人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は決して許されないことを十分理解し、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

③生徒と指導者、生徒同士のコミュニケーションを大切にされた良好な人間関係の充実に努める。

④生徒の発育、発達段階に応じた科学的トレーニングやスポーツ医科学的な側面からの多面的なアプローチの指導を取り入れる。

(2) スポーツ環境の整備

- ①生涯にわたる豊かな文化・スポーツライフの基礎となるよう、施設環境はもとより外部の指導者や部活動指導員を活用し生徒のニーズに応えられるように努める。

(3) その他

- ①その他、国のガイドライン及び県、市の方針に則るものとする。
- ②設置の部活動については、学校管理運営計画に示すものとする。

4 その他

(1) 活動時間

通常の活動時間は次のとおりとする。

夏期（3月～10月） 午後6時30分（18：30）を完全下校時間とする。

冬季（11月～2月） 午後6時00分（18：00）を完全下校時間とする。

(2) 部活動への加入（新入生）

- ①4月中旬に部活動を見学する期間を数日間設ける。この期間の完全下校時間は午後5時30分とする。（週休日の活動は顧問の指示に従う）
- ②4月下旬までを仮入部の期間とする。この期間の完全下校時間は午後6時00分とする。
- ③仮入部期間後に部活動発足会を行い、正式入部とする。
- ④特別な事情（病気・ケガ等）で所属部活動を変更したい場合は、協議の上、認める場合もある。